

富山県パートナーシップ宣誓制度で利用できる魚津市の行政サービスについて

富山県パートナーシップ宣誓制度における、「パートナーシップ宣誓書受領証」で対応が可能なサービスは下記のとおりです。

制度・サービス名	適用内容	担当課
市営住宅の入居申込	親族の証明であることについて、県の発行するカードで対応可能です。	都市計画課
生活保護における世帯の認定	同居の実態等を確認の上、世帯認定します。	社会福祉課
就学援助制度	同居の実態等を確認の上、世帯認定します。 ※パートナーの収入が合算されます。	教育総務課
運転免許自主返納支援事業 ※返納者に市民バス1年間フリーパス券を申請により交付し、希望があれば、返納者の配偶者へも同様のフリーパス券を交付している	配偶者の証明であることについて、県の発行するカードで対応可能です。	防災安全課

また、パートナーシップ宣誓の有無に関わらず、同性パートナー等への魚津市の対応についても合わせて記載します。

Q:パートナーに係る証明などを取得したい

内容	条件等	担当課
住民票の写し	住民票上、同一世帯であることが条件です。	市民環境課
戸籍謄本など	委任状と、窓口に来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)が必要です。	
課税、所得、非課税証明書		税務課
母子健康手帳	妊婦本人の委任状をもって代理申請可能です。	健康センター

Q:パートナーとの子育てについて

内容	条件等	担当課
保育園の送迎	保育園に送迎者の登録が必要です。	こども課
保育料の算定	同居の実態があれば同一世帯とします。 ※パートナーの収入が合算されます。	
保育園入園の調整	同居の実態があれば、原則として「ひとり親」にはなりません。 ※子育ての状況等から、個別に判断します。	
学童保育の送迎	事前に児童クラブへお伝えください。	
学童保育の入所審査	同居の実態があれば同一世帯とします。	